

令和5年8月（第2回）

奈良県葛城地区清掃事務組合
議 会 定 例 会 会 議 録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

令和5年8月24日

第2回奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会会議録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

目 次

月・日	件 名	頁
8月24日	開会宣言 -----	3
	管理者招集あいさつ -----	3
	開議宣言 -----	4
	会議録署名議員の指名（梨本議員・弓場議員）-----	4
	会期決定（1日間） -----	4
	日程第1 副議長の選挙（指名推選）-----	5
	日程第2 副管理者の選任について（議長指名） -----	6
	日程第3 一般質問（欠番） -----	6
	日程第4 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査 特別委員会委員長中間報告（報告） -----	6
	日程第5 報第1号 専決処分の報告について（原案承認） -----	10
	日程第6 議第7号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用 弁償に関する条例の一部改正について（原案可決） -----	11
	日程第7 認第1号 令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計決算の認定 について（原案認定） -----	11
	日程第8 同第1号 監査委員の選任について（原案同意） -----	17
	日程第9 同第2号 公平委員会の委員の選任について（原案同意） -----	18
	閉会宣言 -----	19

令和5年8月（第2回）奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会

日 時 令和5年8月24日（木） 午後2時開議

議事日程

- 第1 副議長の選挙
- 第2 副管理者の選任について
- 第3 一般質問
- 第4 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員長
中間報告
- 第5 報第1号 専決処分の報告について
- 第6 議第7号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について
- 第7 認第1号 令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計決算の認定について
- 第8 同第1号 監査委員の選任について
- 第9 同第2号 公平委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 日程第1 (指名推選)
- 第2 日程第2 (議長指名)
- 第3 日程第3 (欠番)
- 第4 日程第4 (報告)
- 第5 日程第5 (説明・質疑・討論・原案承認)
- 第6 日程第6 (説明・質疑・討論・原案可決)
- 第7 日程第7 (説明・質疑・討論・原案認定)
- 第8 日程第8 (説明・質疑・討論・原案同意)
- 第9 日程第9 (説明・質疑・討論・原案同意)

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 梨本 洪 珪 | 2番 奥本 佳 史 |
| 3番 谷原 一 安 | 4番 疋田 俊 文 |
| 5番 岡田 康 則 | 6番 遠山 健太郎 |
| 7番 竹中 亮 造 | 8番 山村 美咲子 |
| 9番 吉村 裕 之 | 10番 森本 尚 順 |
| 11番 弓場 義 文 | 12番 仲本 博 文 |

13番 沖 優 子

14番 松 岡 成 行

15番 川 田 裕

16番 中 谷 一 輝

17番 木 下 充 啓

18番 南 満

19番 池 田 靖 幸

20番 川 本 雅 樹

説明のため出席した者

管理者 東 川 裕

副管理者 堀 内 大 造

副管理者 山 村 吉 由

事務局長 中 井 戸 開 広

監査委員 赤 銅 修

議場に参加した事務職員

議会事務局長 木 下 嘉 敏

書 記 新 澤 健 嗣

書 記 森 幸 也

速 記 者 床 田 容 子

午後2時0分開会

○議長（南満） お待たせいたしました。ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきたいと思っております。どうか各位におかれましては、議事運営に格段のご協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議席は、奈良県葛城地区清掃事務組合理事会会議規則第4条の規定により、議長より指名をいたします。議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

それでは、ただいまより令和5年8月奈良県葛城地区清掃事務組合理事会定例会を開会いたします。

○議長（南満） 管理者より招集の挨拶があります。管理者。

○管理者（東川裕） 本日8月議事定例会のご案内を申し上げますところ、議員皆様方には公私とも何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本組合の管理運営につきまして、それぞれのお立場から特段のお力添えを賜り厚く御礼申し上げます。現在組合運営協議会においても、河合町の森川喜之町長が加わり、新たな体制でスタートしております。

さて、本定例会に上程させていただいておりますのは、専決処分報告が1件、条例の一部改正について、令和4年度組合一般会計決算の認定、議会選出監査委員の選任、公平委員会の委員の選任の5案件でございます。

それぞれの案件につきましては、上程の都度具体的にご説明申し上げる運びとなっております。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南満） それでは、会議に入ります前に、新しく本組合理事会議員にご就任いただきました各位をご紹介します。

河合町議事会議長、疋田俊文議員をご紹介します。

○4番（疋田俊文） 疋田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南満） 河合町議事会議員、岡田康則議員をご紹介します。

○5番（岡田康則） 岡田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南満） 上牧町議事会議長、遠山健太郎議員をご紹介します。

○6番（遠山健太郎） 遠山でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南満） 上牧町議事会議員、竹中亮造議員をご紹介します。

○7番（竹中亮造） 竹中です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南満） 広陵町議事会議長、山村美咲子議員をご紹介します。

○8番（山村美咲子） 山村でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南満） 広陵町議事会議員、吉村裕之議員をご紹介します。

- 9番（吉村裕之） 吉村でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 大和高田市議会議長、森本尚順議員をご紹介いたします。
- 10番（森本尚順） 森本です。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 大和高田市議会議員、弓場義文議員をご紹介いたします。
- 11番（弓場義文） 弓場です。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 大和高田市議会議員、仲本博文議員をご紹介いたします。
- 12番（仲本博文） 仲本です。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 王寺町議会議長、沖優子議員をご紹介いたします。
- 13番（沖優子） 沖でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 王寺町議会議員、松岡成行議員をご紹介いたします。
- 14番（松岡成行） 松岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 香芝市議会議員、中谷一輝議員をご紹介いたします。
- 16番（中谷一輝） 中谷です。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 香芝市議会議員、木下充啓議員をご紹介いたします。
- 17番（木下充啓） 木下でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 御所市議会議員、池田靖幸議員をご紹介いたします。
- 19番（池田靖幸） 池田です。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） 御所市議会議員、川本雅樹議員をご紹介いたします。
- 20番（川本雅樹） 川本です。よろしくお願いいたします。
- 議長（南満） ただいまご紹介いたしました各位におかれましては、今後、本組合発展のため、格段のご協力をお願い申し上げます。

○議長（南満） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（南満） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により

1 番 梨 本 洪 珪 議員

11 番 弓 場 義 文 議員

の両議員を指名いたします。ご了承願います。

会期について

○議長（南満） 次に、会期について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員について、各市町の議会の役員改選

により御所市議会杉本延博議員より池田靖幸議員へ、広陵町議会吉村裕之議員より山村美咲子議員へ交代されたことに伴い、5月25日付で御所市議会池田靖幸議員、広陵町議会山村美咲子議員を委員に指名いたしました。

なお、特別委員会の副委員長には池田靖幸議員が8月10日開催の特別委員会において互選されましたので、ご報告申し上げます。

本日の日程に入ります前に、議会運営に関する協議を行うため全員協議会を開催いたします。

○議長（南満） 休憩いたします。

午後2時 7分休憩

午後2時13分再開

○議長（南満） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

○議長（南満） これより日程に入ります。

日程第1 副議長の選挙

○議長（南満） 日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に沖優子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました沖優子議員を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、沖優子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました沖優子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選告知をいたします。

副議長の就任の挨拶がございます。

○副議長（沖優子） ただいまご指名をいただきました王寺町議会議長を務めます沖でご

ございます。本組合の副議長にご推選いただきまして、誠にありがとうございます。

南議長を補佐し、本組合の発展のため議会運営に努力してまいり所存でございます。皆様方にはより一層のご支持、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（南満） どうぞよろしく願いをいたします。

日程第2 副管理者の選任について

○議長（南満） 次に、日程第2、副管理者の選任を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法は、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副管理者に堀内大造大和高田市市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀内大造市長を副管理者に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、堀内大造市長を副管理者に選任することに決しました。

ただいま副管理者に選任されました堀内大造市長が議場におられますので、本席より選任通知をいたします。

副管理者の選任の挨拶があります。

○副管理者（堀内大造） ただいま副管理者にご指名いただきました大和高田市市長の堀内大造でございます。組合議員の皆様方のご了解を得まして副管理者に就任することができましたこと、誠にありがたく、感謝申し上げます。

山村副管理者とともに東川管理者を支え、当組合の発展に努力していきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

○議長（南満） どうぞよろしく願いをいたします。堀内市長におかれましては副管理者席へ移動を願います。

日程第3 一般質問

○議長（南満） 次に、日程第3、一般質問ではありますが、事前通告がございませんでしたので、日程から削除し、日程番号を欠番といたしますので、ご了承願います。

日程第4 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員長中間報告

○議長（南満） 次に、日程第4、随意契約及び委託料支出調査特別委員会において調査中の件については、会議規則第46条第2項の規定により同特別委員会より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、この際これを許します。

なお、中間報告に係る資料の配付を議長において許可しておりますことを申し添えます。川田裕委員長、よろしく願いをいたします。

○15番（川田裕） ただいま議長のお許しをいただきましたので、委員会を代表して随意契約及び委託料支出調査特別委員会の中間報告を行います。

特別委員会では、調査等の審議につきましては前定例会以降の閉会中に3回の特別委員会を開催いたしました。第1回目の特別委員会は令和5年3月29日水曜日に開催をいたしました。し尿運搬に関し、中継槽から処理場アクアまでの運搬に係る委託料について委員会から経緯等をただされたところ、理事者からは以下の説明がありました。

管理者から、海洋投棄で処理していた処分が禁止となり、処理場設置に係り、その中継槽から処理場までの運搬は海洋投棄を行っていた企業への委託業務となった、その経緯は下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨に鑑み、組合と業者との覚書により営業損失に対する補償として1社につき8,500万円を支払うこととされ、逸失利益として1キロリットル当たりの契約単価を基本単価3,400円及び逸失単価200円とみなし、合計で3,600円とすることとされたと説明がありました。その補償等の支出状況に関しましては、補償額8,500万円に対し、半額の4,250万円については平成15年に一括で支払い、残額の4,250万円については平成16年から平成20年までの5か年をかけて分割で支払い、覚書による補償額の支払いは全て終了しているものであると説明がありました。

以上のことから、合特法の趣旨による補償は全て終了している認識であることが示されました。

また、随意契約の適正性については、し尿運搬は特殊な業務であることから業者が限られ、特に処理場設置に係り、地元との協議による約束等は搬入に係る運搬は10トン車で運ぶこととされ、処理場への搬入時間も午前4時から10時までと地元協議による約束があり、これらの条件に従える業者は非常に限られるとの認識が示されました。随意契約の解釈については、組合として随意契約は正当性の主張は行うものの、競争性の担保という点に関しては非常に困難であるとの認識を示されました。

各委員からその他各事項で行われた後に以後開催する予定である特別委員会で調査することで合議し、第1回目の特別委員会は閉会をいたしました。

次に、第2回特別委員会は令和5年4月27日木曜日に開催をいたしました。第2回の特別委員会では、議題として、1、合特法について、2、地方自治法1について、3、地方自治法2について、4、中継基地の調査について、5、その他の議題で審議が行われました。

まず、1の議題である合特法については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の第1条、第3条第1項及び第2項の法律の確認が行われ、下

水道の整備進捗等により既存業務を行う者の補償等に関する合特法の制定趣旨などが確認をされました。また、合特法における合理化事業計画の組合における策定については、各市町で行っており組合としては策定していない説明がありました。

次に、議題2として、地方自治法1では地方自治法第234条の契約に関して法律確認が行われました。し尿運搬という特殊性に鑑み、適正性の今後の確認は必要であるが、見積り合わせなどの対応が必要とも考えられ、それらは今後特別委員会において確認は必要であるが、契約金額の妥当性についてもただされ、管理者からは料金の設定については顧問弁護士との相談で、一般論としながらも、自営で業務を行う場合と委託する場合の比較をし、委託した場合のほうが安価である場合は妥当性がある、またその料金設定において委託業者の経営が成り立つことの2つの条件が必要であると説明がありました。これらの業務は、特殊性と住民福祉の優先性から最高裁においても随意契約は認められていると説明がありました。両者の選択制については、見積り等の入手などは今後顧問弁護士に確認する旨の説明があり、各市町の運搬業者と貯留槽の所有の課題等を行っているが、さらなる調査が必要であれば行うとの説明がありました。

以上の説明に対し、委員から自営と委託の確認は行えるのかとただされ、管理者からは地元との条件もあり、一度業者から積算等の提出をしてもらえればとアドバイスがあるとの説明がありました。しかし、委員から現在の算出根拠は全く不明であるとただされ、管理者からそのとおりであると説明がありました。また、中継槽の所有関係と市町による処理量の異なる部分もあり、考慮する部分が多い旨の説明がありました。

また、議題4に関して、し尿運搬業務は組合業務、御所市を除くになっており、各市町の中継基地等の調査も含め、各市町のし尿運搬業務に関する組合からの脱退等の法的確認等を管理者が引き続き行うことで確認がされました。

最後に、管理者から、合特法の金銭補償が終わっていることから業者選択制が可能となる旨の説明もありました。新たな合特法の必要はないとの認識であるが、顧問弁護士への法律確認も行う旨の説明が行われました。

休会中の調査に関しては管理者と委員長で調整を行うことの合議を行い、第2回の委員会は閉会されました。

次に、第3回特別委員会は令和5年8月10日木曜日に開催いたしました。第3回特別委員会では、議題審議の前に委員交代による委員の紹介を受けた後、欠員となっていた副委員長の互選が行われ、御所市議会選出の池田委員の副委員長の選出が行われました。その後に議題1番、特別委員会調査及び検証事項の確認についてを議題とし、第1回及び第2回特別委員会の調査及び審査状況の確認のため、委員長から報告を行いました。

次に、議題2番の今後の調査及び検討事項についての審議が行われました。まずは、第1回及び第2回特別委員会の審議から今後に必要な調査事項の抽出等を目的とし、各構成団体の利害関係等も思慮し、今後管理者の調整の下、進めていく確認が行われました。特にし尿運搬業務に係る契約単価の積算等の根拠が不明な点、し尿運搬業務は本来市町の事務であることから各構成団体による事務とする点、または現状どおりに組合事務と

して継続する点の明確化の必要性について確認が行われました。ただし、し尿運搬業務の役務の提供を滞らせることができないこと、急激な変化による事務の混乱等を思慮し、福祉の向上を観点に置いた調整は必要であり、その調整は管理者に委ねたいとの意見がありました。

ただし、議会としてはし尿運搬業務に関して妥当性のない契約単価を支払うことは許されないことからその点を管理者には取り組まれたいとの意見に対し、管理者から妥当性のある契約単価に持っていかなければならないとの答弁がありました。それに対し委員から、し尿運搬業務の契約単価であるキロ当たり3,400円という金額は積算根拠も分からないまま業務の継続が行われてきたが、その積算根拠について業者から提出などはあるのかとただされ、管理者からは2年、3年前の価格交渉においてディスカウント要望を行った結果、契約単価を3,500円から3,400円と100円の単価引下げに至ったと説明がありました。しかし、キロ当たり3,400円の積算根拠は提出されていないとの答弁もありました。その補足説明として委員長から、過去の行政文書の調査からし尿運搬に係る経費が示された文書が見つかるが、内容を精査したところ積算根拠が不明であるのが実情であると補足説明がありました。

また、今後調査において、各業者に対して契約単価に係る調査はもちろん、顧問弁護士からのアドバイスにもあったとおり、組合でし尿運搬業務に必要な10トン車を購入した場合の積算及び人件費等のその他経費算出等も行っていく必要があり、現状から鑑みれば契約単価の積算が全く不明であるというのが正確な回答ではないかとの意見もありました。

そして、その契約単価の積算に関し、委員長から閉会中の調査事項としてレポートが提出されました。そのレポートは議員のお手元に配付させていただいておりますが、概要は単年度契約と長期継続契約とでは契約単価に係る積算が異なることとあります。他の地方公共団体を調査したところ、長期継続契約において委託する団体もありました。長期継続契約と単年度契約では車両等の減価償却の計算も異なることから、業者としては来年度の契約に保証がなければ単価の算出もままならないこと、不安定なことが理由として示唆できる。地方自治法第234条の3の長期継続契約の確認では、本来電気代またはコピーリース料などが対象であったのに対し、平成16年の地方自治法改正により役務提供の範囲が拡大され、一般廃棄物の委託業務にも適応できる解釈であることの説明がありました。

また、現状の調査として、一般廃棄物の委託業務に関し地方自治法第234条の3の長期継続契約において運用している団体が存在すること、最高裁の判例において裁量範囲内である判示があることなどの報告が行われました。ただし、長期継続契約を行うには条例の制定が必要であり、本組合において長期継続契約の条例は制定されていないことから、管理者には今後さらなる研究等をお願いしたいとの意見がありました。

以上、第3回特別委員会の審議は終了となり、閉会中の審査等については管理者と委員長の調整において行う合議が行われ、閉会いたしました。

以上で奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会の委員

長中間報告を終わります。

以上です。

○議長（南満） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、引き続き調査をお願いをいたします。

日程第5 報第1号 専決処分の報告について

○議長（南満） 次に、日程第5、報第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました報第1号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

令和4年度補正予算（第3号）では、歳入歳出予算の総額13億4,755万1,000円から歳入歳出それぞれ1,402万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,352万5,000円といたしました。

これは、令和元年度から行っております当年度し尿処理量実績確定に伴う分担金の精算を目的としております。令和4年度当初予算における分担金は、令和3年1月から12月までの前年処理量を算出基礎としておりますが、令和4年4月から令和5年3月までの当年度処理量実績が確定したことにより、不用額を全て減額し、分担金の最終金額を確定するものでございます。

なお、年度末処理であることから、分担金増額となる市町が発生しないよう、財政調整基金から1,051万8,000円を繰り入れ、調整しております。

以上、専決処分の概要についてご説明申し上げます。どうかよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようですので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり承認することに決しました。

日程第6 議第7号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

○議長（南満） 次に、日程第6、議第7号奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第7号奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをご説明を申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

これは、令和5年5月18日付で奈良県より許可をいただきました組合規約改正に伴い、条例第2条のただし書以降を削除する一部改正になります。

議案資料2ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご確認のほど願います。

以上、奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり可決することに決しました。

日程第7 認第1号 令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計決算の認定
について

○議長（南満） 次に、日程第7、認第1号令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました認第1号令和4年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定によ

り、決算の認定を仰ぐものでございます。

それでは、別冊としております歳入歳出決算書の2ページをお開き願います。

各款の説明は省略し、合計でご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

予算現額13億3,352万5,000円に対し、調定額13億3,366万4,005円、収入済額13億3,350万3,018円でございます。

歳入の主な内容としては、ごろごろ広場遊具周囲湧水対策工事費及びアクアセンターの維持補修費として第5款繰入金のし尿処理施設等補修費基金から1億402万400円を繰入れしております。

収入未済額は16万987円となっており、御所市中継基地賃料に係る住民訴訟に要しました弁護士事務委託料のうち、原告が支払うべきと裁判所が認めた費用で、20名中残り9名分に係るものでございます。

次に、4ページ、歳出でございます。

予算現額13億3,352万5,000円に対し、支出済額は13億3,350万3,018円、支出割合は99.99%となっております。令和元年度より組合市町分担金を精算するため、収入済額と支出済額と同額調整を行っておりますので、歳入歳出差引き残額は0円でございます。

続きまして、歳入歳出それぞれの決算事項別明細についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、組合を組織する各市町にご負担いただくもので、11億6,317万5,000円を受け入れております。

次に、第2款財産収入では、財政調整基金積立金及び補修費基金積立金の各預金利子収入を受け入れております。

次に、第3款繰越金では、前年度繰越金はありません。

次に、第4款諸収入では、銀行預金利子、三郷町をはじめとする1町2村からのし尿処分料などを受け入れております。また、当初計上しておりましたかもきみの湯施設利用料1,700万円につきましては、指定管理者より昨今の燃料費、電気料金等の急激な高騰により経費面が大変切迫していることにより施設利用料の減免申請があり、不可抗力による収益への影響であったことから、協定書に定める協議の結果、1,086万円を減額した614万円を受け入れております。

次に、10ページ、第5款繰入金では、財政調整基金より財務会計システム更新業務と派遣職員人件費負担金及びかもきみの湯修繕料に充当するため、1,051万3,690円を繰入れしております。

また、し尿処理施設等補修費基金よりかもきみの湯温水ヒーター入替え工事費とごろごろ広場遊具周囲湧水対策工事費及びアクアセンターの補修費に充当するため、1億402万400円を繰入れしております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

12ページをお開きください。

まず、第1款議会費では、議員報酬34万5,000円、議会会議録に係る費用を支出しております。

次に、第2款総務費では、第1目一般管理費で4市からの派遣職員の人件費を含む全般的な組合管理運営費5,221万8,592円を支出しております。

次に、14ページ、第2目かもきみの湯運営費では、第10節需用費で温水循環ポンプNo.2・4の修繕やかもきみ橋修繕等に伴う各修繕料453万2,335円を支出しております。また、第14節工事請負費では、温水ヒーター入替え工事として1,357万4,000円を支出しております。次に、第17節備品購入費では、券売機2台の更新費用及び厨房の冷蔵庫と冷凍庫の更新費用として602万7,000円を支出しております。

次に、第3目財産管理費では、施設維持管理に係る費用を支出しております。次に、16ページ、第14節工事請負費では、ごろごろ広場遊具湧水対策工事費として244万6,400円を支出しております。次に、第24節積立金では、基金の預金利子収入積立金のほか、歳入第4款諸収入で受け入れましたし尿処分料の15%相当額を財政調整基金積立金として、また1億円を補修費基金積立金として支出しております。

次に、第3款衛生費です。第1項清掃費、第2目し尿処理費では、第12節委託料においてアクアセンターの複数年包括的管理業務委託に係る委託料とこれに関します監理業務等委託料等を支出しております。

次に、第4款予備費では、充当科目がありませんでしたので、2,000万円を補正予算で全額減額しております。

議案資料の3ページから8ページに決算に関します資料を記載しておりますので、ご清覧をお願いいたします。

以上、決算の概要をご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） 監査委員の監査報告につきましては、お手元に配付の決算審査意見書及び月例出納検査結果報告書をご清覧いただくこととし、報告に代えさせていただきたいと存じますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番谷原議員。

○3番（谷原一安） よろしく申し上げます。

先ほど紹介がありました監査委員による決算審査意見書に、2ページのところでありますけれども、ここに現在の葛城地区清掃事務組合が今後、現状も含めてですね、抱える問題点について厳しい認識を示されておられます。と申しますのは、人口減少、下水道の普及により処理量が減ってくる、そうすれば当然歳入の問題が出てまいりますので、今後ますますそういう方向になるとすれば大変な厳しい状況になるだろうということで次のように述べておられるんですね。当組合の事業環境は今後ますます厳しさが予想され、事業経

営に細心の注意を払う必要があるというふうに指摘されておられますけれども、私どももこの決算内容を見てそう思っております。

そこで、お尋ねしたいんですが、このことに対して管理者としてどのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 今議員のほうからご指摘がございましたように、一番の問題は人口減少と下水の普及によりまして処理量が減少しているにもかかわらず一定の経費はかかるということで、処理量分の負担金がますます増えているというのがまず一番の大きな問題かなというふうに思っております。

それと、現在この施設の処理量は1日で240キロリットルなんですけれども、令和4年度処理量実績は146.8キロリットル、93.2キロリットルの余剰があるというような現状でございます。これは、この余剰をしっかりと埋めていくということが経営上は非常に重要な策かなというふうに思いますけれども、一方で組合とか行政がその営業活動をするというのは私はいかがかなという思いをいたしております。これに関しましては、首長さん方と協力をしながら奈良県のほうにいろいろと調整を、調整といいますか、今後のし尿処理について県としての考えを問うとともに県としてその辺を采配をするというようなこともお願いをいたしております。

加えて、このし尿処理の技術的な部分についても今後大きく変わってくるというふうに思っております。本組合は、取りあえず今後20年、地元に対しましては20年はお願いしますという話をしておりますけれども、20年後どうするのかということについては非常に議論を重ねる必要があろうかなというふうに思いますので、その辺は20年を待たず、この20年の間にいろいろと議論をして県のご指摘なんかもいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南満） 3番谷原議員。

○3番（谷原一安） ありがとうございます。もう一つそこで今ご答弁があった中でお聞きしたいんですが、要は公共施設の適正な配置ということで各市町村は今やられておられます。人口減少の中で公共施設が、要は維持するのが困難になって統廃合等を進めていかざるを得ないということがあろうと思います。今ご答弁にありましたようにもう実際にこのセンターでも60%強しか処理してないと、これはほかの県内施設も同様なことが起きてくると、そうすれば当然県全体で適正配置ということも考えられていくのではないかと、その中で今のようなご答弁があったと思うんですけれども、水道についてもそうでありまして、国保についてもそうであります。県の動きがこの問題について何かあるのかどうか、この点についてご存じであればお伺いします。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 本件につきましては、たしか3年ぐらい前から私も県の担当部局のほうにいろいろ問合せをいたしております。ただ、明快な答弁といいますか、明快な反応は今の時点では来ておりません。ただ、議員ご指摘のように、県内にあっちこっち新しい

これからし尿処理施設、あるいはごみもそうかもしれませんが、そういうのを建設するというのは非常に合理的ではないということを思っておりますので、さらに県のほうに現状をしっかりと訴えて、県のリーダーシップの下、こういう処理の広域化については進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（南満） ほかがございますか。15番川田議員。

○15番（川田裕） よろしくお願ひします。

決算説明書の24ページ、財産に関する調書からお聞きいたします。

まず、物品、26ページに物品ってあるんですけども、これ、乗用車、貨物車、特殊車ってことで車系が計5台と、こうなっておりますが、これ、記載基準ってというのは何を基にこれ、載せてるんですか。物品は本来もっとたくさんあるんじゃないんですかね、それ、一体これ、3台、この数しか載ってませんのでね。

それともう一つ、これ、今載ってる分で構いませんが、5台と、こうありますけど、これ、今減価償却をやっているはずですから今原価は幾らの評価でこれは勘定してるのかお答えください。

○議長（南満） 事務局長。

○組合事務局長（中井戸開広） 失礼します。

ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。後でまた回答させていただきます。

○15番（川田裕） 議会中やで。

○10番（森本尚順） 後でっていつや。

○15番（川田裕） 暫時休憩を入れたらええやん、ほんなら。

○議長（南満） 今すぐに資料のほうか、資料というか、答えのほうが出てまいりませんので、整理をした上で後日議員にご連絡をさせていただくという形にさせていただきたいと思うんですけども、それでご理解のほうをいただけませんでしょうか。

○15番（川田裕） いただけません。だって、今決算審査をやっているんだから、それで質疑をしているわけだから、それで後日というたらどうということ。

○議長（南満） 分かりました。しばらく休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時18分再開

○議長（南満） お待たせをいたしました。大変長らくお待たせし、申し訳ございませんでした。休憩を解き、会議を再開いたします。事務局長。

○組合事務局長（中井戸開広） すいません。大変長らくお待たせして申し訳ございませんでした。先ほどご質問いただきました川田議員のご質問に回答させていただきます。

まず、こちらの26ページに記載されております物品のまず乗用車、こちらの現在の簿価になりますけれども、こちらが82万2,862円になります。続きまして、下の貨物

車、こちらが86万130円になります。次、特殊車、これ、3台になるんですけども、まず軽トラダンプがあります、これが1円。続きまして、フォークリフト、こちらについても現在の簿価は1円になります。最後になりますけれども、高所作業車、こちらも1円というような現在の簿価になっております。

以上です。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） 先ほど聞いてましたけど、だから今その評価額のやつを見たら、これ、減価償却をやってるから、1円では残しとかないけないから今1円残してるじゃないですか。ということは、1円のものがこの物品台帳に載ってるわけでしょ。ということは、ほかの1円の財産っていっぱい物品があるじゃないですか。それも全部載せとかないけないじゃないですか。さっきちょっと休憩中に説明を受けましたけど、そういった基準も全然決まってないでしょ、何を載せて何を載せないとか。本来それ、決めとかないけないじゃないですか。これ、財産調書っていうのは地方自治法施行令による、これ、法定文書で命令されてる。これ、きっちり書かないといけないでしょ。決算書、これ、間違ったら認定できないじゃないですか。そういうことですよ。

今日これをいつまでもごたごた言っても、これ、時間がありませんので、ここは管理者にお願いしときたいんですが、これ、議会後休会もありますんで、またそのあたりをじっくりと精査いただいて次回にはきっちりとした形を提出できるようにお願いしておきたいんですが、いかがですか。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） ご指摘をいただきました。慣習的にこういう形で今までやってきたということは現実の問題ですけども、今ご指摘いただきましたように、どういう形がいいのかというのを再度精査はさせていただいてどこに出しても恥ずかしくないような議案書に仕上げていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） 最後の質問になりますけど、次の27ページなんですけど、これ基金、財調と施設補修基金ですか、これがあるわけですね。補修基金のほうは7億円ほど、これ、今現在基金残高があるということでこの調書には書いてあるんですけど、これ、先ほど管理者からも説明がありましたけど、今後20年の延長をしていくんだと、こういう今協議をやっていただいているということ、その点はかなりご尽力いただいているのは聞いておりますので頭が下がるわけですが、このお金、また地元対策費とか、そういったものもプラスアルファになってくると、そんな財源っていうものはこの基金の中から計算してるのかそれとも別途また考えてるのか、そのあたり、重要なところなんでお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 現在地元との協議の中で、地元に対しましては20年間この施設を、例えば建て替えではなくて大規模改修でもなくて改修をしながらこの施設を20年間

維持させてもらうということで一定のご了解はいただいております。ただ、地元になりますと、この20年で一回区切ってることやという思いを強くお持ちです。その上で、組合に対しても今後20年間についてはそれなりの対応はしてほしいという要望はいただいております。ただ、私としては、皆様方に大変ご負担もいただいておりますので大きなご負担は、私は必要もないというふうに思っておりますし、そういう形で地元の方にもご納得いただくというふうには思っております。ただ、一定のご理解もいただく上でご協力は願わなくてはいけないかなというふうに思っておりますので、今すぐにこの基金を取り崩してどうのこうのということは私自身、今の段階では考えていないというのが現状でございます。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） 我々もほかの組合も入っているので分かるんですけど、地元交渉に行くときにそういった、当然に地元要望っていうものが絶対出てくるのは、これ、当たり前なんですよ。御所市さんにこれがあるから御所市がそれを払えというようなことは誰も言えるわけがありませんので、そこは組合に参加してる以上、組合の理念っていいですか、いわゆる自分のとこだけがよければいいという、そんな考えだったらもう組合を脱退したらいいと思ってるんです。やはりそこは協力し合いながら、共同事務でやってるんですから、その理念を大切にいただきまして、管理者には今後さらなるご尽力をおかけいたしますが、心からお願いを申し上げまして要望とさせていただきます。

○議長（南満） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり認定することに決しました。

日程第8 同第1号 監査委員の選任について

○議長（南満） 次に、日程第8、同第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました同第1号監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開き願います。

本組合の議会選出監査委員、西村元秀氏は、組合規約第11条第3項の規定により令和

5年4月30日をもちまして任期が満了しましたので、新たに香芝市議会議長、川田裕氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法の規定により議会の同意を求めます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○15番（川田裕） 議長、議長、本人は除斥違うの。

○12番（仲本博文） おるから意見を言われへん。

○15番（川田裕） そうや、悪口を言いたい人がおるやろ。

○12番（仲本博文） 言われへん。

○15番（川田裕） 除斥やで。

○議長（南満） 暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時27分再開

○議長（南満） すいません。会議を再開いたします。

地方自治法117条の規定により、川田議員の退席をお願いをいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり同意することに決しました。

川田議員の出席を求めます。

日程第9 同第2号 公平委員会の委員の選任について

○議長（南満） 次に、日程第9、同第2号公平委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました同第2号公平委員会の委員の選任についてをご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

本組合の公平委員会の委員を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回ご提案しております3名の方は、現在御所市公平委員会の委員を務められており、実務経験も豊富な方々でございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり同意することに決しました。

○議長（南満） 以上で日程は全て終了いたしました。この際何かご質問はございませんか。15番川田議員。

○15番（川田裕） 先ほども今後の在り方ってということで、今後この施設も改修程度でとどめていくってことで管理者のほうからご説明を受けたんですけど、他の自治体の参考事例等も議員の皆さん勉強もしたいと思ってると思いますので、できましたらまた、全員は無理かもしれませんが、一定そういったメンバーを選んで視察研修でも一回補正でも組んでやっていただいたらどうかなと思うんです。そこはまた議長の判断も必要だと思いますが、ぜひそのあたりの検討をお願いしたいということで、途中、補正予算も臨時議会で出せますので、またよろしく願いしたいなと意見しておきます。

○議長（南満） ありがとうございます。今川田議員からいただきましたご意見をしっかりと胸に秘めながら管理者とも協議をし、対応のほうをしていけたらなというふうに思っております。その際は、皆様方にまたご報告等をさせていただきたいというふうに思います。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、これで閉会いたしたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りまして厚く御礼申し上げます。

○議長（南満） 管理者の閉会の挨拶がございます。管理者。

○管理者（東川裕） 本日は大変お忙しい中、組合議会定例会にご出席をいただき、ご提案申し上げました案件につきまして慎重審議の上、各種ご決定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

皆様方には組合運営に関しまして、今後とも格別のご協力をお願い申し上げますとともに、私どもも本組合発展のため誠心誠意取り組んでまいることを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（南満） これをもって本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時32分閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議会議長 南 満 ⑩

議会副議長 沖 優子 ⑩

署名議員 梨本 洪 珪 ⑩

署名議員 弓場 義文 ⑩

